

雇用保険二事業助成金 平成22年度予算の整理表(案)

NO.1-3

平成21年度雇用保険二事業助成金(15本)

平成22年度雇用保険二事業助成金(15本)

各種給付金名			各種給付金名		要綱
①	雇用調整助成金	(内容見直し)	①	雇用調整助成金	第一・八
②	労働移動支援助成金	(内容見直し)	②	労働移動支援助成金	第一・一
③	定年引上げ等奨励金	(内容見直し)	③	定年引上げ等奨励金	第一・二
4	特定求職者雇用開発助成金		4	特定求職者雇用開発助成金	
⑤	自立就業支援助成金	(内容見直し)	⑤	自立就業支援助成金	第一・三
⑥	試行雇用奨励金	(内容見直し)	⑥	試行雇用奨励金	第一・四
7	地域雇用開発助成金		7	地域雇用開発助成金	
⑧	通年雇用奨励金	(内容見直し)	⑧	通年雇用奨励金	第一・九
⑨	育児・介護雇用安定等助成金	(内容見直し)	⑨	育児・介護雇用安定等助成金	第一・五、 第二 (第一・五(五) を除き均等分 科会で議論)
⑩	人材確保等支援助成金	(内容見直し)	⑩	人材確保等支援助成金	第一・六、 第四
⑪	短時間労働者均衡待遇推進等助成金	(内容見直し)	⑪	短時間労働者均衡待遇推進等助成金	第三(均等分科 会で議論)
⑫	障害者雇用促進助成金	(内容見直し)	⑫	障害者雇用促進助成金	第一・七
13	広域団体認定訓練助成金		13	広域団体認定訓練助成金	
⑭	キャリア形成促進助成金	(内容見直し)	⑭	キャリア形成促進助成金	第五・三 (能開分科会で 議論)
15	職場適応訓練費		15	職場適応訓練費	

※ 番号に○がついてある助成金が諮問事項

※ この他、建設労働者緊急雇用確保助成金が平成23年3月31日までの暫定措置とされている。

# 雇用調整助成金の見直し

平成21年度

(百万円)

助 成 金 名	21'補正後予算額 (20'決算額)
雇用調整助成金	
残業削減雇用維持奨励金	6854 (※1)
(事業概要) 残業時間の削減により、有期契約労働者及び派遣労働者の雇用維持をした場合に助成金を支給 ○ 助成額 ・ 有期契約労働者1年1人あたり20万円(中小企業30万円) ・ 派遣労働者1年1人あたり30万円(中小企業45万円)	

平成22年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	22'予定額
雇用調整助成金	
残業削減雇用維持奨励金(経過措置)	19,436
(見直し概要) 本奨励金は、事業活動が縮小している局面において、残業を削減することをその要件としているところであるが、所定外労働時間数は平成21年3月を底に上昇傾向にあり、利用状況も低調な状況が続いていることから、廃止。 (本奨励金支給の前提となる事前の残業削減計画の受理は、平成22年3月31日までとする。ただし、同計画に基づく支給申請は平成22年度においても受理。)	

※1:平成21年3月30日より実施

労働移動支援助成金の見直し

平成21年度

(百万円)

平成22年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	21'補正後予算額 (20'決算額)
労働移動支援助成金	
求職活動等支援給付金	87 (70)
<p>(事業概要) 認定を受けた再就職援助計画又は提出した求職活動支援基本計画書に基づき、当該計画等の対象者に対し、求職活動等のための休暇を付与し、通常支払われる賃金の額以上の額を支払った事業主、当該対象者の再就職先となり得る事業所の事業主が実施する職場体験講習を受講させた事業主又は職場体験講習で受け入れた当該対象者をその離職から1か月以内に雇い入れた事業主に対し助成金を支給</p> <p>【支給額】</p> <p>① 求職活動等のための休暇を付与された対象者1人1日当たり4,000円(1人当たり30日分を限度。)</p> <p>② 職場体験講習受講対象者1人1日当たり4,000円(講習期間3日以上、1人当たり30日分を限度。)</p> <p>③ ②に加え、職場体験講習先を開拓した場合は、職場体験講習受講対象者1人当たり2万円(新規・成長15分野事業を行う事業所を開拓した場合4万円)を加算。</p> <p>④ 雇い入れた職場体験講習受講対象者1人当たり5万円(同意雇用開発促進地域においては10万円)</p>	
再就職支援給付金	284 (332)
<p>(事業概要) 再就職援助計画等の対象被保険者について、その再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者に費用を負担して委託し、当該被保険者の離職日の日の翌日から起算して2か月以内に再就職を実現した事業主に、当該委託に要する費用の1/4(1人当たり20万円を限度)(中小企業事業主は1/3(1人当たり30万円を限度))の額を支給。(新規・成長15分野事業を行う事業所への再就職が実現した場合は10万円を加算。)</p>	
離職者住居支援給付金	3477 (0.54)※1
<p>(事業概要) 再就職援助計画の認定を受けた事業主であって、雇用保険の被保険者に、離職後においても住居を原則無償で提供する事業主に対し、対象労働者1人当たり月4～6万円を支給する(最長6か月を限度)。</p>	

助 成 金 名	22'予定額
労働移動支援助成金	
求職活動等支援給付金	184
<p>(見直し概要) ○求職活動等のための休暇を付与された対象者1人1日当たりの助成額を7,000円に引き上げ。 ○利用の少ない職場体験講習を受講させた事業主や職場体験講習で受け入れた労働者を雇い入れた事業主に係る助成(左の②～④)を廃止。</p>	
再就職支援給付金	656
<p>(見直し概要) ○委託に要する費用に係る助成率を1/3(中小企業事業主は1/2)に引き上げ。 ○利用の少ない新規・成長15分野事業を行う事業所への再就職が実現した場合の助成額加算措置を廃止。</p>	
離職者住居支援給付金 (経過措置)	2680
<p>(見直し概要) 本給付金については、住宅手当等離職者を直接支援する制度が充実したこともあり、利用が減少しているため、廃止 (本給付金支給の前提となる再就職援助計画の受理は平成22年3月31日まで。ただし、同計画に基づく支給申請は平成22年度においても受理する。)</p>	

※1:平成21年2月6日より実施

## 定年引上げ等奨励金の見直し

平成21年度

(百万円)

平成22年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	21'補正後予算額 (20'決算額)
定年引上げ等奨励金	
中小企業定年引上げ等奨励金 (事業概要) 65歳以上への定年の引上げ、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入又は定年の定め廃止、65歳前に契約期間がきれない契約形態による希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入等を実施した中小企業事業主に助成金を支給する。勤務時間の多様化に取り組む事業主に対しては支給額を上乗せする。	8514 (7732)
中小企業高年齢者雇用確保実現奨励金	1685 (0)
(事業概要) 傘下の中小企業事業主に対する65歳までの高年齢者雇用確保措置の導入等を目的として、セミナーや個別相談その他必要な雇用環境の整備に係る相談・指導等を実施した事業主団体等に対して助成金を支給する。	

助 成 金 名	22'予定額
定年引上げ等奨励金	
中小企業定年引上げ等奨励金 (見直し概要) ○左記の事業概要について措置を講じた後に6か月以上運用を行っている事業主を支給対象とする。  ○「定年引上げ(70歳以上)又は定年の廃止」、「希望者全員70歳以上継続雇用」の措置を講じた事業主については、64歳以上の雇用保険被保険者を雇用していない場合、支給額を半額とする。	5,127
高年齢者雇用確保充実奨励金(新規) (事業概要) 傘下の事業主に対する65歳以上定年企業等及び「70歳まで働ける企業」の普及並びに高年齢者雇用確保措置の完全実施及びその定着・充実等を目的として、セミナーや個別相談その他必要な雇用環境の整備に係る相談・指導等を実施した事業主団体等に対して助成金を支給する。	125
廃止 ※予定額は経過措置分のみ  実績が低調なことから、実績を踏まえて事業を廃止。	22

# 自立就業支援助成金の見直し

平成21年度

(百万円)

平成22年度(予定)

(百万円)

助成金名	21'補正後予算額 (20'決算額)
自立就業支援助成金	
高年齢者等共同就業機会創出助成金	1156 (365)
(事業概要) 45歳以上の高年齢者等3人以上が共同して法人を設立し労働者を雇い入れ、継続的な就業機会を自ら創出する場合に、事業開始に係る経費の一部を助成する。 助成金の支給額については、当該法人の主たる事業所が所在する都道府県における有効求人倍率に応じた支給割合(有効求人倍率が全国平均未満の地域は2/3、全国平均以上の地域は1/2)に支給対象経費を乗じた額(500万円を限度)を支給する。	
受給資格者創業支援助成金	1391 (1591)
(事業概要) 失業者の自立を促進するため、失業者(雇用保険の受給資格者)自らが事業を開始した場合に創業に係る費用の1/3(上限200万円)を助成。また、同意雇用開発促進地域において、失業者自ら事業を開始した場合に創業費用に係る助成率及び上限額の引き上げ(1/2(上限300万円))や移転費の支給を実施。	

助成金名	22'予定額
自立就業支援助成金	
高年齢者等共同就業機会創出助成金(見直し)	574
(見直し概要) 支給割合については、当該法人の主たる事業所が所在する都道府県における有効求人倍率に応じ、有効求人倍率が1倍未満の地域は2/3、1倍以上の地域は1/2とする。	
受給資格者創業支援助成金	1,367
(見直し概要) ○創業費用に係る助成の上限額を150万円に引き下げ。 ○雇用する労働者が2名以上の場合は上乗せ分として50万円を助成。 ○同意雇用開発促進地域における優遇措置を廃止。	

### 試行雇用奨励金(技能継承分)の見直し

平成21年度

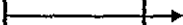
(百万円)

助 成 金 名	21'補正後予算額 (20'決算額)
試行雇用奨励金	
試行雇用奨励金(技能継承分)	112 (0.36)
(事業概要) 技能継承の受け手となりえる人材(職業経験、技能、知識等の状況から適当と判断される40歳未満の若年者)に対するトライアル雇用を実施する認定中小企業者等(※)に対して試行雇用奨励金を支給する。 (※)中小企業労働力確保法に基づく実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する改善計画について都道府県知事の認定を受けた事業協同組合等の構成中小企業者又は個別中小企業者 【支給額】 対象労働者一人につき 月額 40,000円(最長3か月) ただし、雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域については 対象労働者一人につき 月額 60,000円(最長3か月)	

平成22年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	22'予定額
試行雇用奨励金	
試行雇用奨励金(技能継承分)(経過措置)	1
(見直し概要) 本奨励金は平成20年度において支給要件の緩和を行ったものの、実績が低調なため、廃止。(予定額は経過措置分のみ)	



# 通年雇用奨励金の見直し

平成21年度		(百万円)	平成22年度(予定)		(百万円)
助成金名	21'補正後予算額 (20'決算額)		助成金名	22'予定額	
通年雇用奨励金	7050 (5199)	→	通年雇用奨励金	6,712	
<p><b>《事業概要》</b></p> <p>積雪寒冷地において、季節の影響を強く受ける事業の事業主が、季節的業務に従事する労働者の通年雇用化や労働移動を促進する上で必要な経費の一部について助成し、季節労働者の通年雇用化の促進を図るとともに、一般の事業主が、一般業務への就職が困難な季節労働者を試行雇用を実施し、その通年雇用化を促進する上で必要な経費の一部について助成し、労働移動による季節労働者の通年雇用化を促進する。</p> <p><b>《助成内容》</b></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p><b>「季節トライアル雇用助成」</b></p> <p>季節労働者を試行雇用終了後、引き続き常用雇用として雇い入れた事業主に対して、常用雇用後6ヶ月間に支払った賃金の1/3の額から試行雇用奨励金を減額した額を助成するもの。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p><b>「休業助成」</b></p> <p><b>【平成22年4月30日までの3年間の暫定措置】</b>                      季節労働者を1月から4月の間に休業させた事業主に対して、休業期間に支払った休業手当及び対象期間(12月16日~3月15日)に支払った賃金の合計額の一部を助成するもの。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>「移動就労経費助成」</b></p> <p><b>【平成22年3月15日までの3年間の暫定措置】</b>                      季節労働者を通年雇用するため、対象期間中、季節労働者の住所又は居所の変更を要する地域において業務に従事させ、かつ、住所の変更を要する費用を負担する事業主に対して、その移動に要した費用を助成するもの。</p> </div>		<p><b>《見直し概要》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 季節トライアル雇用助成の助成率を3年間「1/3」から「1/2」に引き上げる。</li> <li>・ 暫定措置である休業助成及び移動就労経費助成について3年間延長する。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p><b>「季節トライアル雇用助成」</b></p> <p><b>【平成25年3月31日までの3年間】</b>                      季節労働者を試行雇用終了後、引き続き常用雇用として雇い入れた事業主に対して、常用雇用後6ヶ月間に支払った賃金の1/2の額から試行雇用奨励金を減額した額を助成するもの。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p><b>「休業助成」</b></p> <p><b>【平成25年4月30日までの3年間の暫定措置】</b></p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>「移動就労経費助成」</b></p> <p><b>【平成25年3月15日までの3年間の暫定措置】</b></p> </div>			

# 育児・介護雇用安定等助成金の見直し

平成21年度

(百万円)

平成22年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	21'補正後予算額 (20'決算額)
<b>育児・介護雇用安定等助成金</b>	
<b>両立支援レベルアップ助成金</b>	2869 (3732)※1
(概要) 仕事と家庭の両立を図る労働者を支援する事業主及び事業主団体に対し助成。 ○育児・介護費用等補助コース ○代替要員確保コース ○子育て期の短時間勤務支援コース ○休業中能力アップコース ○職場風土改革コース	
<b>事業所内保育施設設置・運営等助成金</b>	3660 (※2)
(概要) 事業所内保育施設の設置、増築等及び運営を行う事業主及び事業主団体に対し助成。	
<b>中小企業子育て支援助成金</b>	2213 (2648)
(概要) 子育て支援を行う中小企業に対する支援の充実のため、育児休業取得者等が初めて出た中小企業事業主(労働者数100人以下)に対し助成。	
<b>育児休業取得促進等助成金</b>	1008 (488)
(事業概要) 労働者が育児休業又は育児のための短時間勤務をする期間中に、事業主が独自に一定期間以上給付金による経済的支援を行った場合に、その給付額の一部を助成する。	

助 成 金 名	22'予定額
<b>育児・介護雇用安定等助成金</b>	
<b>両立支援レベルアップ助成金</b>	1,502
(見直し概要) ○子育て期の短時間勤務支援コース ア 中小企業子育て支援助成金の短時間勤務制度部分の助成金を統合し、助成制度を簡略化する。 イ 支給額の拡充(短時間勤務の期間に関わらず100人以下企業については1人目に100万円、2~5人目に80万円、101~300人企業については1人目に50万円、2~10人目に40万円、301人以上企業については1人目については40万円、2~10人目に10万円)	
<b>事業所内保育施設設置・運営等助成金</b>	3,855
(見直し概要) 中小企業に対する助成率(費用の2/3(平成21年度末までの時限措置))を平成22年度以降も継続する。	
<b>中小企業子育て支援助成金</b>	3,226
(見直し概要) ア 子育て期の短時間勤務制度の利用に関する助成を育児・介護休業雇用安定等助成金(両立支援レベルアップ助成金)に統合する。 イ 育児休業復帰後の継続勤務要件を1年間とする。	
<b>育児休業取得促進等助成金</b>	616
(見直し概要) 平成21年度限りの措置としていた育児休業取得促進措置における助成率の引き上げ(1/2→2/3(中小企業は2/3→3/4))等及び短時間勤務促進措置について、当分の間の措置として継続する。	

※1: 事業所内保育施設設置・運営等コース(平成20年度まで)、男性労働者育児参加促進コース(平成20年度まで)を含む

※2: 平成21年度より実施



# 人材確保等支援助成金の見直し

平成21年度		平成22年度(予定)	
(百万円)		(百万円)	
助 成 金 名	21'補正後予算額 (20'決算額)	助 成 金 名	22'予定額
人材確保等支援助成金		人材確保等支援助成金	
<b>中小企業人材能力発揮奨励金</b> <small>(事業概要)</small> 生産性の向上が特に必要な認定中小企業者等が、その雇用する労働者の能力を高め生産性を向上させ、職場への定着を図ることを目的とし、IT化等の設備投資(設備の設置又は整備をいう。以下同じ。)を行い雇用環境の高度化を図り、新たに必要な人材を1人以上雇い入れた場合に、その設備投資に要した費用の一部を助成。 <small>【助成率】</small> 1/4~1/3(上限額1000万円)、小規模事業者の場合は1/3~1/2(上限額1500万円)	1232 (0)	<b>中小企業人材能力発揮奨励金(経過措置)</b> <small>(見直し概要)</small> 本奨励金は平成20年度創設の奨励金であるが、実績が低調なため、廃止。 (予定額は経過措置分のみ)	523
<b>中小企業基盤人材確保助成金</b> <small>(事業概要)</small> 新分野進出等や生産性の向上を目指す認定中小企業者が、経営基盤の強化に資する基盤人材を雇い入れた場合及び当該基盤人材の雇い入れに伴い一般労働者を雇い入れた場合に助成金を支給。 <small>【助成額】</small> ・新分野進出等の場合 基盤人材:140万円、一般労働者:30万円(雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域の場合は、基盤人材210万円、一般労働者40万円) ・生産性向上の場合 基盤人材:140万円、一般労働者:30万円(小規模事業者の場合は、基盤人材180万円、一般労働者40万円)	4685 (3760)	<b>中小企業基盤人材確保助成金</b> <small>(見直し概要)</small> ○生産性向上の場合における基盤人材に係る助成額を170万円に引き上げ。 ○助成金の趣旨を踏まえて助成内容を重点化するため一般労働者に係る助成を廃止。 ○利用の少ない雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域の場合における上乗せ措置を廃止。 ○利用の少ない小規模事業者に対する上乗せ措置を廃止。	3,393
<b>中小企業雇用安定化奨励金</b> <small>(事業概要)</small> 中小企業事業主が、その雇用する有期契約労働者に対し正社員転換制度を導入し、又はフルタイム有期契約労働者に対し正社員と共通の処遇制度若しくは教育訓練制度を導入し、実際に当該制度を一定数以上の労働者に適用した場合に奨励金を支給。 <small>【助成内容】</small> ・正社員転換制度を導入・適用:1事業主につき35万円 (さらに、3人以上(母子家庭の母等を含む場合は2人以上)転換した場合、1人につき10万円(母子家庭の母等は15万円)を10人まで支給) (制度導入の日の前日から6か月前の日から最後に転換制度を適用させた日の6か月後までの間に雇用する労働者を解雇した場合は不支給。) ・共通の処遇制度を導入・適用:1事業主につき50万円 ・共通の教育訓練制度を導入・適用:1事業主につき35万円	1780 (214)	<b>中小企業雇用安定化奨励金</b> <small>(見直し概要)</small> ○正社員転換制度を導入・適用した事業主に対する支給額を40万円に引き上げ。 ○正社員転換制度を適用した場合の労働者1人あたりの支給額を20万円(母子家庭の母等は30万円)に引き上げ、2人以上転換した場合に適用。 ○正社員転換に係る助成について、有期契約労働者を正社員に転換した日の前日から起算して6か月前の日から1年間事業主都合で解雇を行わなかった場合に支給対象となるように解雇要件を緩和。 ○共通の処遇制度を導入・適用した事業主の支給額を60万円に引き上げ。 ○共通の教育訓練制度を導入・適用した事業主の支給額を40万円に引き上げ。	1,012

# 建設雇用改善推進助成金の見直し

平成21年度

(百万円)

平成22年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	21'補正後予算額 (20'決算額)
建設雇用改善推進助成金	
<b>建設教育訓練助成金</b> (事業概要) 中小建設事業主等が職業能力開発促進法に基づき都道府県知事が認定する職業訓練を行う場合の経費及び賃金、中小建設事業主等が建設労働者の技能向上のための技能実習等を行う場合の経費及び賃金、職業訓練法人が建設工事における作業に係る職業訓練の推進のための活動や職業訓練施設の設置整備等を行う場合等の経費に対して助成する。	3493 (2753)
<b>建設事業主雇用改善推進助成金</b> (事業概要) 中小建設事業主が、雇用管理の課題を分析して年間を通じた計画を作成し、その計画に従って雇用改善のための事業を行う場合に当該諸事業に要した経費の一部を助成。	459 (75)

助 成 金 名	22'予定額
建設雇用改善推進助成金	
<b>建設教育訓練助成金</b> (見直し概要) 高卒者等の新規入職者に必要な技能・知識を習得させる教育訓練を一層促進するため、雇用する労働者に認定訓練や技能実習を受講させた建設事業主に対し、賃金助成を行う第4種教育訓練助成金の助成単価の引上げを行う。 認定訓練(長期):4,400円 → 5,400円 技能実習 :5,000円 → 7,000円	2,588
<b>建設事業主雇用改善推進助成金</b> (見直し概要) 建設労働者の労働条件の引下げ等がみられることから、事業主における雇用管理改善の取組を一層促進するため、雇用管理研修や職長研修の受講者に対する賃金助成単価の引上げを行う。 雇用管理研修等:5,000円 → 7,000円	192
<b>建設業人材育成支援助成金 (新規)</b> (事業概要) 建設事業主が行う、小・中学校、高等学校等におけるキャリア教育への支援など建設業を支える人材を育成・確保するための事業に要した経費の一部を助成。	148

# 短時間労働者均衡待遇推進等助成金の見直し

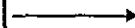
平成21年度

(百万円)

平成22年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	21'補正後予算額 (20'決算額)
短時間労働者均衡待遇推進等助成金	797 (539)
(事業概要) 短時間労働者の均衡待遇等の推進のため、正社員と共通の資格・評価制度等を導入し、対象者が生じた事業主等に対して助成金を支給する。	



助 成 金 名	22'予定額
短時間労働者均衡待遇推進等助成金	671
(見直し概要) 短時間正社員制度に係る助成のうち、対象者2人目～10人目への助成を拡充する。  2人目～10人目に係る助成額 ※( )内は中小規模事業主 10万円(15万円) → 15万円(20万円)	

障害者雇用促進助成金の見直し

平成21年度		平成22年度(予定)	
助成金名	21補正後予算額 (20決算額)	助成金名	22予算額
障害者雇用促進助成金		障害者雇用促進助成金	
		精神障害者雇用安定奨励金(新規)	176
		(事業概要) ○ 精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対して、奨励金を支給する。 ・ 精神障害者を公共職業安定所の紹介により雇い入れるとともに、精神障害者支援専門家(精神障害者に対する支援経験が3年以上の精神保健福祉士等)を雇い入れ、精神障害者の雇用管理に関する業務を担当させる事業主に対し、精神障害者支援専門家の賞金額(限度額180万円(精神障害者支援専門家である短時間労働者を雇い入れる場合は120万円))を支給する。 ・ 精神障害者を公共職業安定所の紹介により雇い入れるとともに、精神障害者支援専門家を委嘱し、精神障害者の雇用管理に関する業務を担当させる事業主に対し、委嘱1回当たり1万円(限度額年間24万円)を支給する。 ・ 精神障害者を公共職業安定所の紹介により雇い入れるとともに、その雇用する一般被保険者に精神保健福祉士等の資格を取得するための講習を修了させ、精神障害者の雇用管理に関する業務を担当させる事業主に対し、その受講に要した費用の3分の2の額(限度額50万円)を支給する。 ・ 公共職業安定所の紹介により雇い入れた又は職場復帰させた精神障害者と同じ職場で働く労働者に対して、精神障害者の支援に関する講習を受講させる事業主に対し、その受講に要した費用の2分の1の額(限度額講習1回当たり5万円、年間25万円)を支給する。 ・ 公共職業安定所の紹介により雇い入れた又は職場復帰させた精神障害者の雇用管理に関する業務を担当させる者として、既に雇用している別の精神障害者を配置した事業主に対し、25万円を支給する。	
		障害者就業・生活支援センター設立準備助成金(新規)	120
		(事業概要) ○ 一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人又は医療法人であって、障害者就業・生活支援センターの指定を受けるための準備計画を作成し、都道府県労働局長から認定を受けた事業主に対し、障害者の就業支援に要する費用の額(限度額600万円)を支給すること。	
障害者初回雇用奨励金	750 (0)※1	障害者初回雇用奨励金	700
(事業概要) ○ 過去3年間に障害者を雇用したことがない事業主(常時雇用する労働者が56人以上300人以下である事業主に限る。)が障害者を公共職業安定所の紹介により、継続して雇用する労働者(身体障害者又は知的障害者である短時間労働者を除く。)として雇い入れた場合に、100万円を支給する。		(見直し概要) ○ 障害者初回雇用奨励金について、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者を2人以上雇い入れる事業主にも支給する。	
特例子会社等設立促進助成金	450 (0)※1	特例子会社等設立促進助成金	825
(事業概要) ○ 新たに設立された特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所の事業主が障害者を継続して雇用する労働者(短時間労働者を除く。)として10人以上雇用した場合に、雇用する障害者の数に応じた額を支給する。		(見直し概要) ○ 特例子会社等設立促進助成金の支給要件である障害者の数の算定について、障害者である短時間労働者を0.5人として算定する。	

※1:平成21年2月6日より実施

# キャリア形成促進助成金の見直し

平成21年度

(百万円)

平成22年度

(百万円)

助 成 金 名	21'補正後予算額 (20'決算額)
キャリア形成促進助成金	
<b>訓練等支援給付金</b> (事業概要) 事業主がその従業員に職業訓練等を受けさせた場合、又は、その従業員の自発的な職業能力開発について支援を行った場合、要した費用等の一部を助成。  そのうち、中小企業事業主がその従業員に対して職業訓練等を受けさせた場合、その経費及び賃金について平成21年度末までの暫定措置として、1/2(原則:1/3)を助成する。	6977 (3739)
<b>中小企業雇用創出等能力開発助成金</b> (事業概要) 中小企業労働力確保法に基づく改善計画の認定を受けた事業主が、その従業員に職業訓練等を受けさせ又は従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援を行った場合、要した費用の一部を助成。  そのうち、平成21年度末までの暫定措置として、小規模事業主(※)がその従業員に職業訓練等を受けさせた場合、その経費及び賃金の2/3(原則:1/2)を助成する。  ※ 常時雇用する労働者の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5人)を超えない中小企業者をいう。	120 (70)

助 成 金 名	22'予定額
キャリア形成促進助成金	
<b>訓練等支援給付金</b> (見直し概要) 暫定措置を終了し、原則に戻る。	4,612
<b>中小企業雇用創出等能力開発助成金</b> (見直し概要) 暫定措置を終了し、原則に戻る。	32

# 認定訓練助成事業費補助金の見直し

平成21年度

(百万円)

助 成 金 名	21'補正後予算額 (20'決算額)
認定訓練助成事業費補助金	1201 (960)
<p>(事業概要)                      中小企業事業主等が行う認定訓練を振興するために必要な助成又は援助を行う都道府県に対して、所要の経費を補助するもの。</p> <p>そのうち、平成21年度末までの暫定措置として、実習併用職業訓練を振興するために都道府県がアドバイザーの設置等に要する経費について補助する。</p>	



平成22年度

(百万円)

助 成 金 名	22'予定額
認定訓練助成事業費補助金	953
<p>(見直し概要)                      暫定措置終了</p>	